

アクティビティノート <第 344 号>

2025 年 9 月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

1-1 2025 年 9 月度相談受付件数 …… p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3～9

2. コラム『化学製品 PL 相談センター創立 30 周年の振り返り 3

－啓発講座－ …… p.10～11

TOPICS

コラム



化学製品 P L 相談センター 創立30周年の振り返り 3 －啓発講座－

今年で30周年を迎えた化学製品 P L 相談センターですが、1997年から出前講座を実施しています。インターネットが普及する前の時代には、どんな講座をしていたのでしょうか。現在行っている主な講座の内容も含めて紹介します。

『お知らせ』

化学製品 PL 相談センターのウェブサイトが変わりました。

新サイト <https://www.chemical-pl.jp>

次回、345 号は 11 月 14 日発行予定です。

1. 相談業務

1. 1 相談受付件数

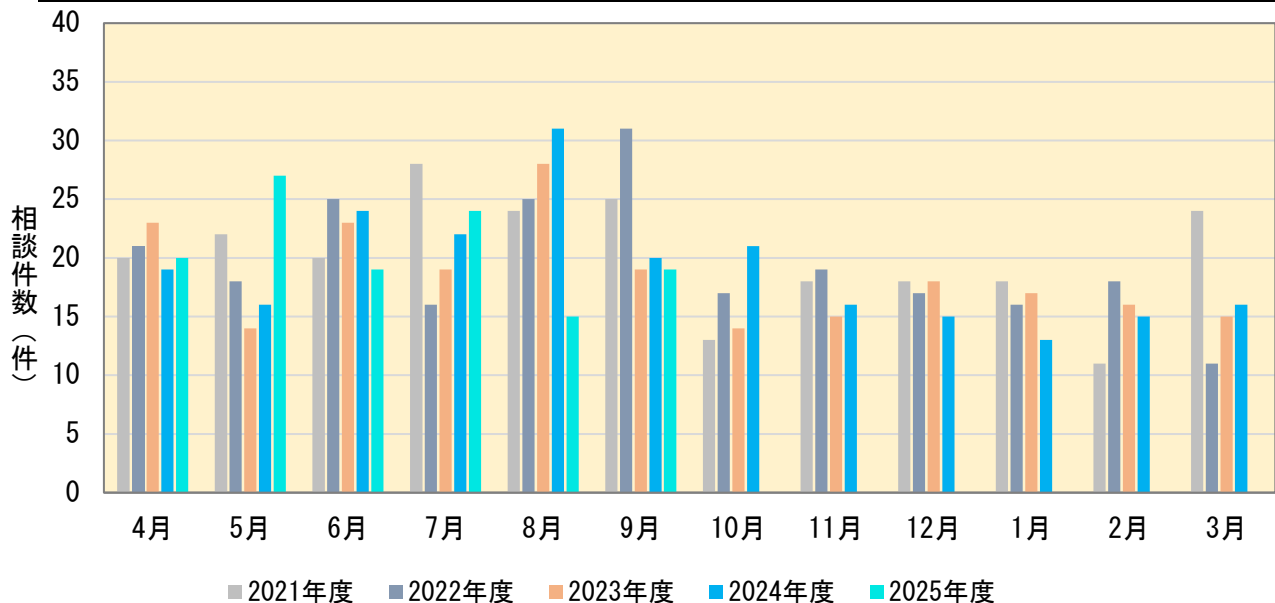
2025 年 9 月度相談受付件数（9/1～9/30 実働：20 日）

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合 計	構成比*
消費者・ 消費者団体	2	1	1	8	0	12	63%
消費生活 C・ 行政	0	1	0	4	0	5	26%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	2	0	2	11%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	
合計	2	2	1	14	0	19	
構成比*	11%	11%	5%	74%	0%		100%

* 数値の端数処理の関係で合計が 100% とならないことがあります。

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移（2021～2025年度）

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <動物の忌避剤がエアコンから室内に入り体調不良> 2 か月ほど前に、業者に家の屋根裏のアライグマの駆除を頼んだ。その後、エアコンをつけると、目や喉に刺激を感じるようになった。業者に忌避剤の成分を確認したら、ハバネロ、ワサビ、木酢、ハッカ湯などを業者で溶かしたものであった。室外機を経由して室内に忌避剤が入る可能性をエアコンメーカーに問い合わせ、温度差や気圧差があるとドレンホースから、室内に薬剤が入ることも確認した。目や喉の刺激について、通院した医師は「炎症」の診断書は書いてくれたが、原因は特定できないという。エアコンをつける度に症状が出るが、室内の化学物質の測定はできないか。化学製品 PL 相談センターは、他の相談室から紹介された。〈消費者〉

⇒動物忌避に使用した剤は天然の成分であり、いずれ分解されると思われますが、分解にどの程度の期間がかかるかなど、分かりかねます。揮発性有機化合物（VOC）の中で、健康障害を引き起こしやすい成分を測定する業者は多くあるようですが、当センターでは今回の成分について測定できるかどうかは分かりかねます。行政の生活環境課のような部門や保健所に問い合わせてはいかがでしょうか。また、一般社団法人日本有害鳥獣駆除・防除管理協会 (<https://hw-control.or.jp/>) では、害獣駆除に関する情報提供なども実施されているようです。忌避剤についても知見があるかと思われますの、一度お尋ねになってはいかがでしょうか。

- ◆ <100円ショップで購入した手ぬぐい風タオルを洗濯してのトラブル> 100円ショップで購入した〇〇社製の綿100%の手ぬぐい風タオルを使用するため、3週間前に洗濯を行った。化学物質過敏症の傾向があるため、炊事用手袋を着用し、洗濯用石けんで2回手洗した後、洗濯機で洗濯した。製品の表示には「洗濯時に液が濁ることがある」と記載されていたが、実際に白濁した液体が出て、一緒に洗濯した衣類や手がコーティングされたような感触になった。その後、頭痛や動悸などの体調不良が発生し、食器やトングにも白い物質が付着するようになった。タオルの染料が原因と考え、製造元の〇〇社に問い合わせたが、「コーティングされたようになるとは考えにくい」との見解を得た。酸素系粉末漂白剤で複数回洗濯を行ったが、コーティングされたような感触は除去できず、食器に付着した白い物質も落ちず、動悸の症状が継続している。どうしてこのような状況になったのだろうか。回復方法について知りたい。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒手ぬぐい風タオルには、製造工程で糊剤が使用されている可能性があり、洗濯時に白濁した液体が出ることは考えられます。ただし、洗濯後に衣類や手がコーティングされたような状態になる現象については、当センターでは知見がありません。体調不良については、

医療機関にご相談ください。

◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <コンバインに付けているキャタピラーのひび割れについて> 「〇〇社のコンバインを農業事業で使用している。取り付けているキャタピラーは、純正品が高額なため汎用品を使用している。キャタピラーの購入は 1 年前で、使用時間は 20 時間程度だがひび割れが生じている。キャタピラーのメーカーに連絡したが対応してもらえそうにない」との相談を受けている。〇〇社に純正のキャタピラーの耐用年数を問い合わせたが、土壌の状況等により一概には言えないとの回答であった。消費生活センターでは事業者から相談は受け付けていないため、紹介できる相談先を探している。製品の問題なので化学製品 PL 相談センターで対応してもらえるか。

<消費生活 C>

⇒当センターでは、製造物責任法に関する相談は、相談者が事業者であっても可能ですが、お伺いした内容からは、製品の品質上の問題と考えられます。当センターは、個別の製品の詳細情報は持ち合わせておりません。また、適切な相談機関の情報についてもわかりかねます。キャタピラーに使用されているゴムや樹脂などの素材は、一般的に紫外線や熱などの影響で劣化が促進されることが考えられます。加えて、汎用品は純正品に比べてコストを抑えるために品質が劣る場合があります。キャタピラーのメーカーに製品を照会してひび割れの原因について見解を求めるよう助言されてはいかがでしょうか。

- ◆ <シートタイプの除湿剤の中身が漏れた>タンスの引き出し用にシートタイプの除湿剤を使用している。成分は塩化カルシウムで、湿気を吸収するとゼリー状になる。定期的に交換をしているが、1 週間前に引き出しに入れていた除湿剤の中身の液体が漏れ、衣類に付着していることに気が付いた。除湿剤のシートは完全に接着されておらず部分的にすき間があった。製品は量販店のプライベートブランドである。メーカーに連絡したところ、衣類に付着した液は水洗いすれば落ちると説明された。漏れた製品はメーカーの指示に従い販売店に持参し、交換対応をしてもらった。衣類はまだそのままにしているが洗濯すれば本当に落ちるか。また、別の引き出しでは、シートから漏れは確認できなかったが、衣類に白い粉が付着していた。この白い粉が塩化カルシウムであるかどうか確認する方法を知りたい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。<消費者>

⇒塩化カルシウムは水分を吸収すると液体になる性質（潮解性）を持っています。除湿剤に吸湿された液体は、水ではなく、アルカリ性の塩化カルシウムの水溶液ですので、衣類に付着したままにしておくと、繊維が傷む可能性があります。水洗い可能な衣類であれば洗濯することで落とすことができますので、できるだけ早めに洗濯されることをおすすめします。なお、絹や革製品などアルカリに弱い繊維がシミになった場合には回復ができないケースもありますのでご注意ください。なお、別の引き出しの白い粉が塩化カルシウムであるかどうかについては、粉が塩化カルシウムであれば、空気中の湿気を吸収して水溶液になります。さらに、物質の特定はできませんがその水溶液をリトマス試験紙でアルカリ性を示すか否かを確認することは可能です。

◆ 一般相談

- ◆ <衣類に残った柔軟剤のニオイの取り方について> 「知人からもらった洋服に、柔軟剤のニオイが残っている。衣料用洗剤や重曹で洗濯し、煮沸や天日干しも試したがニオイが取れない。柔軟剤のニオイをとる方法を教えてほしい」との相談を受けている。衣類についての柔軟剤のニオイを取り除く方法はあるか。相談者に化学製品PL相談センターを紹介してもよいか。〈行政〉
⇒柔軟剤のニオイが衣類についてとれないとの相談は、当センターにもあります。通常は洗濯することで徐々にとれていくはずですが、一度にニオイを取り去るのは難しいと思われます。また、煮沸や天日干しも試されており、その他の有効なニオイの落とし方の情報は持ち合わせていませんが、当センターは相談者からの相談も受け付けていますので、ご紹介いただいても結構です。
- ◆ <使用した日焼け止めと白斑との因果関係> 「2ヶ月前に両腕にスプレータイプの日焼け止めを使用した。使用回数は2回だけであったが、両腕に白斑が確認されたため皮膚科を受診した。皮膚科では治療法はなく大学病院を紹介すると言われたが、忙しく受診することができない。メーカーに手紙と写真を送付したが、何も対応できないと回答され不満である。白斑の状態を見てほしい」との相談を高齢の男性から受けており、来訪されることになっている。製品は過去に白斑で問題となったメーカーのものではない。相談者の具体的な要求内容は不明であるが、どのようにアドバイスをすればよいか。〈消費生活C〉
⇒現在、国内の日焼け止めなどの化粧品には、注意表示として「化粧品を使用中、使用後に、肌に赤味、はれ、かゆみ、刺激、色抜け（白斑等）や黒ずみなどの異常があらわれたときには、ただちに使用を中止して皮膚科医に相談する」と記載がありますが、白斑の原因特定は一般的に難しいとされているため、皮膚科から紹介された大学病院を受診されることをおすすめします。その診断結果をもとに、メーカーに対しての要求事項を具体化し、交渉されるよう助言されてはいかがでしょうか。
- ◆ <美白クリームの安全性について> 「医薬部外品の美白クリーム〇〇を、最低4回は購入する約束で定期購入した。1本目を使用した時に肌に合わなかったため現在、解約を申し出ているが、解約するためには、初回割引価格ではなく定価分の追加支払を求められている。改めて〇〇の口コミを確認してみると、発がん性あるとの情報を見かけた。〇〇の安全性についてはどうなのか」との相談を受けている。どのように説明すればよいか。〈消費生活C〉
⇒当センターは個別の製品の成分や安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。製品の安全性はメーカーに確認いただく内容です。国内で販売される医薬部外品は『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（薬機法）で、使われる成分が規制され、認可を受けて販売されています。なお、化粧品などの定期購入に関するトラブルは毎年多く発生していますが(https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/subscription_traps.html)、一般的に身体に使用する化粧品などの製品は、個人の体質により合う、合わないがあり、製品に問題がなくても皮膚トラブルを生じることがあるため、購入前に解約の条件などもしっかりと確認して、最終確認画面のスクリーンショットを残しておくことが大切です。

- ◆ <浴室のカビ防止剤に含まれている成分について> 「浴室に貼るタイプのカビ防止剤を購入したが、成分が不安である。精油、香料、DPGと記載があるが、DPGとは何か」と消費者から聞かれている。教えてほしい。〈消費生活〉

⇒DPG（ジプロピレングリコール）は、油溶性の成分をよく溶かす性質を持ち、香料の揮発を抑えることで、香りを安定的かつ長時間持続させる効果があります。また、毒性が低く安全性が高いため、化粧品では保湿成分としても広く使用されています。

- ◆ <1年半前に庭に流した台所用漂白剤について> 1年半ほど前に、塩素系漂白剤〇〇を、誤って庭に撒いてしまった。最近、大雨が降った後に、家の床下から変なニオイがするのは、流した漂白剤が原因ではないかと不安である。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒〇〇は塩素系漂白剤であり、次亜塩素酸ナトリウムとアルカリ剤の水酸化ナトリウムが含まれています。流してからすでに1年半経過しているとの事ですので、土の中で次亜塩素酸ナトリウムも水酸化ナトリウムも分解されていると思われます。現在感じられている異臭の原因とは考えにくいと思われます。ただし、今後、廃棄をされる場合は、水で希釈をして少量ずつ廃棄することをおすすめします。

- ◆ <食器に付着した臭いの取り方> 室内に嫌な臭いがするので、除去するためにエタノールのスプレーを使ったら、耐熱ガラス食器にも臭いが移ったので、毎日食洗機で数回、高温で洗っている。臭いはとれずに、硬く表面にコーティングのようについており、クエン酸を使っても除去できない。どうやって除去すればよいか。化学製品PL相談センターは、他の相談室から紹介された。〈消費者〉

⇒一般にガラス食器についた臭い成分は、繰り返しの洗浄で除去できると思われますが、高温の食洗機でもコーティングのように付着したものが取れないとのことですので、クレンザーなどで物理的な除去を試されてはいかがでしょうか。

- ◆ <フッ素樹脂加工のフライパンの安全性> フッ素樹脂加工のフライパンを購入しようと店頭でみたら、「PFOA・PFOSは使用していません」と表示があった。わざわざ表示しているのは、使用しているフライパンも販売されているからなのか。国内では禁止されていても、中国などの海外で製造した製品には使用されていることがあるのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒PFOA（パーフルオロオクタン酸）・PFOS（パーフルオロオクタンスルホン酸）は、共に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の対象物質であり、国内においても化審法に基づく第一種特定化学物質に指定され、その製造及び輸入が原則禁止されています。過去には、フッ素樹脂を製造する助剤としてPFOAが使用されていたこともありますが、国内においては10年以上前に使われなくなり、現在は使用された製品が店頭に並ぶことはありません。また、PFOA、PFOSが使用されたフライパンなどの製品は、現在日本への輸入は禁止されています。一方、フッ素樹脂とは、有機フッ素化合物（PFAS）の一種ですが、PFOS、PFOAとは全く異なり、高分子化合物でプラスチックの一種です。フライパンなどの調理器具のコーティング材として使用されており、仮に剥がれたコーティング材が体内

に入ったとしても吸収されず、そのまま排出されます。フッ素樹脂の安全性については、食品安全委員会がファクトシート（化学的知見に基づく概要書）を公開しています（https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf）。また、調理器具については、食品衛生法に基づき材質試験及び溶出試験の規格基準が定められ、その安全性が確保されています。

- ◆ **＜プラスチック製品の安全性について＞** 離乳食を作る際、プラスチック製のボールにかぼちゃやニンジンなどの野菜を入れて電子レンジで加熱したところ、野菜の色がボールに移った。変形はしていないがプラスチック成分が食品に溶け出していないか心配である。容器は実家にあった古いもので、素材や耐熱温度などの表示は確認できない。安全性について知りたい。＜消費者＞

⇒野菜などの食品に含まれる色素が、プラスチック製の容器に付着することがあります。特にニンジンやカボチャに含まれるβ-カロチンは脂溶性であり、プラスチックにつきやすい色素です。また使い込まれた古い容器で表面に細かいキズがある場合、色素が入り込みやすくなります。プラスチックは耐熱温度を超えると変形することがありますが、今回、変形はしていないとのことですので、プラスチックの材質が変質したわけではないと考えます。過度に心配する必要はないでしょう。なお、食品に直接触れる容器や器具は食品衛生法に基づく規格基準に適合している必要があります。特に、プラスチック製品については、ポジティブリスト制度により、安全性が確認された原材料のみが使用されることが義務付けられています。また、繰り返し使う食器や容器等のプラスチック製品は、家庭用品品質表示法により、取り扱い上の注意に「電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで利用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項」を本体やパッケージなどに表示することが掲げられています。今後は、食品用であること、電子レンジ対応の表示があることを確認して使用することをおすすめします。

- ◆ **＜シェービングフォームを髪の毛に使ってしまったときの安全性＞** 朝、間違えて〇〇社のシェービングフォームをピンポン玉3個分髪の毛に塗布し、半日放置してしまった。体内に何か悪い影響がないか心配である。表示に成分としてイソプロピルメチルフェノール、グリチルリチン酸ジカリウム、その他の成分として水、濃グリセリン、トリエタノールアミン、パルミチン酸、ステアリン酸、メントールなどいろいろな成分名が書かれている。夜、5回くらい洗髪した。化学製品PL相談センターはネットで調べた。＜消費者＞

⇒使用されたシェービングフォームは、殺菌・抗炎症成分を含む医薬部外品です。頭髮に長時間付着していた場合、頭髮の傷みや頭皮への刺激が生じる可能性が考えられます。ただし、刺激などの症状がなければ、頭皮から体内に吸収されているとは考えにくく、過度な心配は不要です。すでに、洗髪を繰り返されているとのことですので、頭髮のダメージを抑えるために、ヘアトリートメントなどでケアをされることをおすすめします。

- ◆ **＜海外で購入した衣類の染料の安全性＞** 主人が海外で黒のTシャツを購入した。洗濯表示などのタグはついておらず他の洗濯物と一緒に洗濯したところ、一緒に洗濯したタオルや衣類に色

が移りピンク色になった。その後、定期的に行なっている血液検査で腎臓の検査数値が悪化した。Tシャツに使用されていた染料が腎臓の数値に影響したのではないかと思う。Tシャツは、今後、着用も洗濯もしないが、色移りしているタオルや衣類を使用しても健康に影響がないか心配である。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒衣類を黒く染めるためには、赤や青、黄色などの染料を混合して使用することがあり、それらが洗濯によって溶け出し、一緒に洗濯した衣類などに色移りすることがあります。染料の種類やTシャツの製造国の染料の規制などが不明なため、当センターでは安全性について明確に判断することはできません。腎臓の数値の変化については、Tシャツに使用されている染料を原因と特定せずに、医師にご相談されることをおすすめします。参考までに、日本国内で販売される衣類には、家庭用品規制法により有害物質の使用が制限されています。なお、色移りした衣類は、白物は塩素系漂白剤、色柄物は酸素系漂白剤で落とせる場合があります。漂白剤の使用可否は、それぞれの衣類に「家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程」により取り付けられている洗濯表示を確認ください。また、一般に、黒などの濃色の衣類は、色落ちや色移りの可能性があるので、最初は単独で洗うことをおすすめします。

- ◆ 〈動画サイトの広告で流れた除草剤について〉動画サイトを視聴している時に除草剤の広告が流れてきた。畑に使用する除草剤で、動画の中に農林水産省推薦とあり効果もありそうだったので、注文しようと進めると中国語になった。不安を感じたために注文を中断したが、このような製品を注文しても大丈夫か。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒お伺いした内容から、注文された場合は海外からの個人輸入に該当する可能性があります。国内で販売されている農作物等を対象とした除草剤は、農薬として農薬取締法の規制を受け、安全性や使用方法などについて厳しい基準が設けられています。農薬取締法で農薬登録されていない除草剤は農作物などを栽培する畑で使用することはできません。また、個人による製造や輸入であっても、農薬取締法の規制の対象となります。農薬は、農林水産大臣の登録を受けなければ個人であっても輸入はできません。登録された農薬には、必ず「農林水産省登録番号」が表示されています。ご購入の際は、製品のラベルや説明書に「農林水産省登録第〇〇〇〇号」といった記載があるかを必ずご確認ください。

- ◆ 〈アルカリ乾電池の白い粉について〉テレビのリモコンに使用しているアルカリ乾電池に白い粉が付着している。これは何か。危険なものか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒白い粉は、アルカリ乾電池の電解液（水酸化カリウムなど）が漏れて、空気中の二酸化炭素と反応して一部が炭酸塩に変化したものです。水に溶けるとアルカリ性を示し、皮膚に付着したまま放置すると化学やけどを起こす可能性があります。また、目に入った場合は失明する危険もあるため、取り扱いには十分な注意が必要です。上記のように液漏れした乾電池を使用することは大変危険ですので使用を止め、手袋などを使用して、お住まいの自治体の指示に従って廃棄してください。

- ◆ <ジエチレングリコールモノブチルエーテルと血液検査の結果との関係について> 個人で仕事として水性ペンキを使用している。病気を発症しているわけではないが、血液検査である数値が悪く出た。ペンキに使用されている成分のジエチレングリコールモノブチルエーテルが原因ではないかと考えている。ペンキのメーカーに問い合わせたところ、SDSを入手した。SDSに従った安全性については説明を受けたが、血液検査との関係については「医療機関ではないのでわからない」と言われた。血液検査とジエチレングリコールモノブチルエーテルの因果関係について答えてもらえるか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒当センターは医療機関ではありませんので、血液検査の結果と製品の成分との因果関係について判断することはできません。SDS（安全データシート）を入手されているとのことですので、SDSを持参して医療機関にご相談ください。

- ◆ <危険物を販売する際の資格について> 中国から輸入し国内で販売しようとしている。危険物である場合、販売にも危険物取扱者の資格が必要かどうかを知りたい。〈事業者〉

⇒危険物の販売自体には、危険物取扱者の資格は不要ですが、保管や運搬などの実務が伴う場合は資格が必要です。詳細は所管の消防署にご相談ください。また、資格については、一般財団法人 消防試験研究センター (<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>) にお問い合わせください。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <隣人の家から発生するニオイで体調不良> 化学物質過敏症と病院で診断されている。自宅は一軒家で隣は賃貸のアパートだが、アパートの特定の住人の部屋から、洗剤などの強いニオイがして体調が悪化した。アパートの管理会社や警察、市役所の窓口を通して隣人に注意してもらったら、ニオイは昼夜を問わずひどくなり、玄関を開けただけでも洗剤などの香料とは異なる化学物質のニオイも入ってくるようになった。家族も強いニオイだというのが、日中家にいないのでそこまで気にならない様子である。現在、自宅内に空気清浄機を3台設置しているが、あまり対策になっていない。VOCの測定器を持っているので、VOCを測定すると、以前よりも高い値を示している。自宅の洗濯物は、室内に干すと体調が悪くなるので、外干しをしているが、隣の家から出るニオイが付着して本当に辛い。近日中に弁護士に相談する予定だが、何か良い方法はないか。化学製品PL相談センターは、ネットで調べた。〈消費者〉

⇒ニオイの感じ方は人によって異なります。隣人の方には、管理会社や行政などを通して対応を依頼されたとの事ですが、改善がみられない場合は、ニオイの発生時間や強さ、体調への影響などを日記やメモに残した上で、弁護士にご相談されることをおすすめします。



コラム

化学製品 P L 相談センター 創立 30 周年の振り返り 3 ～ 啓発講座 ～



1995 年に創立された化学製品 PL 相談センターは、今年で 30 年を迎えます。今回は、啓発の出前講座について振り返ってみたいと思います。創立当初は、化学品メーカーや業界団体からの相談に応じることが多く、業界のアドバイザー的な役割を担っていました。

しかし、「消費生活センターとのつながりを大切にしたい」という思いから、翌 1996 年より各地のセンターを訪問する交流活動を開始。1997 年には、消費生活センター主催の生活講座で講師を務める機会も得ています。当時はまだインターネットが普及しておらず、消費者が化学物質について知る手段は、新聞やテレビ、本、口コミなどが中心でした。知らない物質に対して、今よりも不安を感じていた方も多かったのではないかと思います。

1999 年に当センターが作成した啓発冊子「化学と仲良くつきあう法」では、化学物質や化学製品の安全性や評価方法などについて紹介するとともに、以下のような情報リテラシーの基本を紹介しています。

- ・事実の情報と、解釈された情報を区別し、解釈については反対意見の人の話も聞いてみる
- ・結果だけではなく、結果に至るまでの経緯も確認する
- ・二次情報ではなく、できるだけ一次情報を手に入れる
- ・わからないことは、専門家に聞いてみる



また、当時の講座では、不安を抱かれやすい物質や製品について、正しい理解を促す内容を心がけていました。

世の中、化学物質や化学製品についていろいろな話題が出ています。みなさまの近くで、化学に関わる問題について、お話をさせて戴きませんか。

- I. エンドクリン問題；
 - ・「環境ホルモン」・母乳とダイオキシン・ポリカーボネート製食器・塩素系化学製品とダイオキシンなど
- II. 身体不調；
 - ・「シックハウス症候群」・「化学物質過敏症」・防蟻剤・殺虫剤など
- III. カブレ；
 - ・化学物質によるかぶれ・ドライクリーニングによる皮膚かぶれ・染毛による皮膚かぶれなど
- IV. 怖れ；
 - ・化学物質による発ガン性・アルミ製品とアルツハイマー症・農薬・食品添加物・抗菌剤
 - ・パラジクロロベンゼンなど
- V. 環境汚染；
 - ・洗剤と石けん・塩素系溶剤(地下水汚染)など
- VI. 化学製品とPL事故
- VII. 製品事故の予防と処理

【参考】1999 年の、化学製品 PL 相談センター講座案内

現在も、地域や団体からの依頼に応じて消費者向けの出前講座を実施しています。最近の講座では、以前のような特定の製品の安全性というよりも、化学製品と向き合うリテラシーなどについて紹介することが多いです。2024 年度には「身の回りの化学物質との上手な付き合い方」というテーマで、3 回講座を開催しました。

具体的な内容を紹介します。

① 「安全」と「リスク」について

製品安全とは「許容できないリスクがないこと」とされます。ゼロリスクは存在しないこと、リスクは「ハザード(危険のもと)」と「暴露(どれだけふれるか)」の組み合わせで決まることなどを、事例を交えて解説しています。

製品安全の考え方

リスク = 危害の大きさ × 危険に晒される確率

「どんなリスク」があるのか理解して
使うことが大切

➡ 製品の表示を見よう

② 表示の大切さ

残留リスクを理解し、安全に使用するためには表示を確認することが不可欠です。PL 法が制定されてからの 30 年間で、製品のリスクアセスメントがしっかりと行われることにより、製品や取り扱い説明書に記載される表示内容もかなり多くなってきています。身近な製品の表示例を用いて、表示の大切さを確認します。

③ 家庭用製品で特に注意すべき表示や取り扱い

界面活性剤とは何か、「まぜるな危険」の意味などを、簡単な実験や具体例とともに紹介しています。

『まぜるな危険』とは・・・

塩素系の漂白剤、洗剤と酸性の洗剤を混ぜると、**有毒な塩素ガスが発生するおそれがある**ため、これらの製品に対して、家庭用品品質表示法に基づき表示が義務付けられている警告表示です。

$$\text{NaClO} + 2\text{HCl} \rightarrow \text{NaCl} + \text{H}_2\text{O} + \text{Cl}_2 \uparrow$$

次亜塩素酸ナトリウム 塩酸 塩化ナトリウム (食塩) 水 塩素 (ガス)

④ 最近の相談事例から

当センターに寄せられた相談内容やその背景について、身近な事例を通して紹介しています。

講座を受講された方からは、「化学製品のリスクを理解したうえで、日常生活に取り入れたいと思った」、「化学製品を何となく使っていたが、誤った使い方をすると危険であることを再確認できた」といった声をいただいています。

2025 年度も、行政が主催する消費者向け講座でお話しする予定です。また消費生活センターの相談員の方々向けの講座も開催し、最近多い相談事例や、その回答の根拠となる法律などについても情報提供しています。

インターネットで誰もが多くの情報にアクセスできる時代ですが、その中には信頼できるものもあれば、そうでないものもあります。必要な情報を選び取るのが難しくなっているのも事実です。

だからこそ、私たちは「安心して暮らすために、知っておきたいこと」を、わかりやすくお伝えしていきたいと考えています。講座についてもお気軽にお問い合わせください。

時代により、少しずつ講座の内容は変わっていきますが、何より、「化学って身近で面白い！！」そんな気持ちを、これからもたくさんの方に届けていきたいと思っています。



2024 年度の講座の様子(京都府亀岡市)

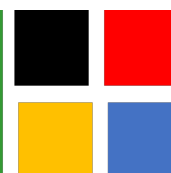
化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・お申し込みはE-mail (pl@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)のTEL・E-mailアドレス
- ※個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
(TEL 03-3297-2602 担当：伊東(イトウ))



化学製品PL相談センター

<https://www.chemical-pl.jp>

ウェブサイトが新しくなりました



アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階
TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604
URL : <https://www.chemical-pl.jp/>